平成２４年（フ）第４０号
鹿児島県南さつま市加世田村原２丁目３番地13
債務者　林　　修治
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸本　圭市
4　破産債権の届出期間　平成24年８月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月18日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第１８２号
函館市高盛町36番15―102号
債務者　鈴木　里志
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兼平　　史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月15日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３８０号
宮城県黒川郡富谷町あけの平２丁目11番地16
債務者　阿部　英彦
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　孝司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２８０号
大津市衣川２丁目17番８号
債務者　渡邉　啓子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　印南　真吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月24日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１７号
鳥取県米子市八幡289番地３
債務者　中村　昌哲
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人アザレア法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月18日午後２時55分
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１７４号
広島市東区温品７丁目４番24―101号
債務者　大和美由紀
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　明彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月30日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４３号
愛媛県松山市和泉北１丁目10番10号
債務者　土屋　　愛
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石光　真理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月15日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９号
滋賀県長浜市相撲町1642番地６
債務者　松田　好子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　薮下　貴幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第８７号
神戸市灘区鶴甲１丁目１番18号
債務者　吉川信次郎
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　久俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月23日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３３号
兵庫県赤穂市新田６番地　浮田アパート５
債務者　前田　一代
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石塚　順平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月４日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２００号
兵庫県伊丹市春日丘１丁目46番地の４
債務者　白岩　生子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１７７４号
札幌市白石区川北２条１丁目５番３号
債務者　近藤　信吾（旧姓根布谷）
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　尊氏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７４号
盛岡市大館町10番17号、旧住所盛岡市山岸６丁目49番26号
債務者　阿部　敏彦
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　哲雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１０号
和歌山県新宮市蜂伏６番３号
債務者　東　　洋三
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第１０３９号
埼玉県南埼玉郡菖蒲町下栢間307番地19
債務者　名波建次郎
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　良介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月29日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０４０号
埼玉県南埼玉郡菖蒲町下栢間307番地19
債務者　名波恵美子
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　良介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月29日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２８７号
神奈川県藤沢市高倉582番地　北湘南ハイム204号室
債務者　三觜　孝雄
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　俊太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６７９号
神奈川県大和市下鶴間3018番地23　ルミエール山王Ｂ―101号
債務者　鈴木　雅行
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野澤　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月16日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部